

令和7年度 税制改正 法人税 ～地域未来投資促進税制～

令和7年度税制改正が行われました。
その改正内容のうち、法人税の地域未来投資促進税制の見直しと延長の概要についてお知らせいたします。

～地域未来投資促進税制の見直しと延長～

地域の特性・魅力を生かした地域社会創出に向け、各地方自治体の重点分野への設備投資を後押しするため、要件等
の見直しを行った上で、その適用期限が3年間延長されました。

<制度の概要>

地域未来投資促進税制は、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別
償却（最大50％）又は税額控除（最大6％）を適用することができる制度です。

同税制の適用を受けるためには、都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認（申請先⇒都道府県）を受けた上
で、国（主務大臣）による課税特例の確認（申請先⇒地方経済産業局）を受ける必要があります。

なお、建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は適用の対象から除外されます。

<改正の内容>

機械装置・器具備品に関する通常枠の適用要件からサプライチェーン類型を廃止した上で、特別償却率が35％（改
正前：40％）に引き下げられました。

また、上乗せ措置の適用要件に「10億円以上の設備投資」などの新たな要件（特別償却50％又は税額控除5％）
が追加されました。

<適用対象法人>

一定の地域で一定の事業を行う法人（青色申告法人）

<適用要件>

- ① 地域経済牽引事業計画について都道府県の承認を受けること
- ② 承認された事業計画に基づき、特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設し、事業の用に供すること（本制度の
対象となる金額の上限は80億円）
- ③ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による一定の基準に適合することについ
て、国の確認を受けること

適用対象資産	改正前		改正後	
	機械装置・器具備品	建物・附属設備・構 築物	機械装置・器具備 品	建物・附属設備・構 築物
課税特例の要件	[通常枠] ① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く） ② 設備投資額が2,000万円以上 ③ 設備投資額が前事業年度減価償却費（※1）の20%以上であること（※1）対象事業者が連結会社である場合にあっては、同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算 ④ 対象事業の売上高伸び率が、0を上回りかつ過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと ⑤ 旧計画が終了しておりその労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上 [サプライチェーン類型] ・海外における生産拠点の集中度が50%以上の製品を製造 ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等		[通常枠] ① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く） ② 設備投資額が 1億円以上 ③ 設備投資額が前事業年度 減価償却費（※1）の25%以上 であること ④ 対象事業の売上高伸び率が、0を上回りかつ過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと ⑤ 旧計画が終了しておりその労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上 ⑥ 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること [サプライチェーン類型] 廃止	

税制措置 (選択適用)	特別償却	① 原則 (②以外) 基準取得価額×40%	基 準 取 得 価 額 ×20%	① 原則 (②以外) 基 準 取 得 価 額 ×35%	改正なし
		② 上乗せ措置 (要件 を満たす場合) 基準取得価額×50%		②上乗せ措置 (要件 を満たす場合) 基 準 取 得 価 額 ×50%	
	税額控除	① 原則 基準取得価額×4% ② 上乗せ措置 (【要件 1】を満たす場合) 基準取得価額×5% ③ 上乗せ措置 (【要件 2】を満たす場合) 基準取得価額×6%	基 準 取 得 価 額 ×2%	① 原則 基 準 取 得 価 額 ×4% ② 上乗せ措置 (【要件 1 または 要件 3】を満たす 場合) 基 準 取 得 価 額 ×5% ③ 上 乗 せ 措 置 (【要件 2】を満 たす場合) 基 準 取 得 価 額 ×6%	改正なし
		控除限度額：法人税額×20%		改正なし	
上乗せ要件		【上乗せ要件 1】 下記 AB を満たす A：(a)または(b)のいずれかを満たす (a) 直近事業年度の付加価値額増加率が 8%以上 (b) 対象事業において創出される付加価値 額が 3 億円以上、かつ、事業を実施する企 業の前事業年度と前々事業年度の平均付 加 価値額が 50 億円以上 B：労働生産性の伸び率 5%以上 (※2)、 かつ、投資収益率が 5%以上となることが 見込まれること (※2) 中小企業基本法の中小企業者につ いては労働生産性の伸び率は 4%以上 【上乗せ要件 2】 上記要件 1 を満たした上で、次の C～E を 全て満たす C：産業競争力強化法の特定中堅企業 (※ 3) D：パートナーシップ構築宣言の登録をし ている E：設備投資額が 10 億円以上 (※3) 特定中堅企業者とは、産業競争力 強化法において規定される従業員数や雇 用創出能力等を有する企業		【上乗せ要件 1】 要件 A(a)について、対象事業が 1 億円 以上の付加価値額を創出することが見 込まれることを追加 【上乗せ要件 2】 改正なし 【上乗せ要件 3】 次の F～I のすべてを 満たした場合 F：承認地域経済牽引事業がその地域で 次の条件を満たすものとして指定され た業種に該当すること又は該当する事 業を行う事業者と直接の取引関係を有 する一定の事業に該当すること (a) その地方公共団体におけるその業 種の付加価値額の増加率又は付加価値 額のその県内総付加価値額に占める割 合が全国平均に比して一定水準以上 (b) その地方公共団体におけるその業 種の売上高の総額、就業者の総数又は給 与の総額いずれかについて、直近 5 年間 の伸び率が 10%以上 (c) その地方公共団体において、その業 種の振興に関する具体的な目標等を定 めており、予算措置等の具体的な取り組 みが実施されている G：施設又は設備を構成する減価償却資 産の取得予定価額合計額が 10 億円以上 H：その事業が 1 億円以上の付加価値額 創出が見込まれ I：労働生産性の伸び率及び投資収益率 が一定水準以上となることが見込まれ る	

<適用時期>

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した
場合に適用されます。